農地法第３条許可申請必要書類一覧

農地法第３条許可申請に必要な書類の一覧表です。
要否欄に「○」がある書類が必要になります。
番号欄の７以降の書類も必要な場合がありますので農業委員会に問い合わせてください。

番号	要否	必　要　書　類	備　　　考
1	○	許可申請書	
2	○	権利を取得しようとする土地の、法務局で交付される登記事項証明書	全部事項証明書に限ります。
3	○	公図の写し	
4	○	住民票（世帯全員・続柄表示有り）	申請者の双方（全員）必要です。
5	○	案内図	住宅地図等
6	○	担当地区農業委員現地確認票	申請農地管轄の農業委員に現地の確認を受けてください。
7		同意書	土地に抵当等の権利がついている場合、権利者の同意を証する書面
8		耕作証明書	村外の方が農地を取得する場合、住所地の農業委員会等で交付を受けてください。
9		営農計画書	新規就農者及び新たな営農を計画する場合
１０		委任状	行政書士に業務を依頼する場合
１１		定款又は寄附行為の写し	権利を取得しようとする者が法人の場合のみ添付。
１２		組合員名簿又は株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が農業生産法人で、法人形態が農事組合法人又は株式会社の場合のみ添付。
１３		農業生産法人の構成員が「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第５条に規定する承認会社であることを証明する書面（農林水産大臣の承認通知の写しなど）及びその構成員の株主名簿の写し	権利を取得しようとする者が農業生産法人で、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第５条に規定する承認会社を構成員とする場合のみ添付。
１４		構成員が農地法第２条第３項第２号チに掲げる者（農業関係者以外で農業生産法人の構成員となることが認められる者）であることを証明する書面（法人が清算した農作物の購入についての契約書の写しなど。）	権利を取得しようとする者が農業生産法人で、農業関係者以外の者を構成員とする場合のみ添付。
		農地法施行令第１条第１号から第４号までに掲げる者（農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者）であることを証明する書面（農林水産大臣の認定通知の写しなど。）	上記の構成員に、農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者がいる場合のみ添付。
１５		議決権の総数の４分の３以上を農業協同組合等の有する議決権の数の合計が占めることを証明する書面又は議決権の総数の過半を地方公共団体の有する議決権の数が占めることを証明する書面	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般社団法人の場合のみ添付。

１６		基本財産の総額の過半を地方公共団体の拠出した基本財産の額が占めることを証明する書面	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般財団法人の場合のみ添付。
１７		農地の所有者と借り手の、使用貸借による権利又は賃借権の設定についての契約書の写し	権利を取得しようとする者が乳牛又は肉用牛の飼養の合理化のための事業を行う一般財団法人の場合のみ添付。 農地法第３条第３項の規定（解除条件付きの貸借契約を結ぶこと等の要件を満たせば、農業生産法人以外の法人の権利取得を認めない要件等が適用されない規定）の適用を受けて許可を受けようとする場合のみ添付。
１８		景観法第５６条第２項の規定による市町村長の指定を受けたことを証明する書面	権利を取得しようとする者が景観法第９２条第１項に規定する景観整備機構である場合のみ添付。
１９		申請に係る権利の設定又は移転が、競売等の単独行為であることを証明する書面又は判決が確定していること等を証明する書面（競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど。）	権利を設定する当事者が連署しないで許可申請を行う場合のみ添付。

申請書提出のチェックシートとして使用してください。